

北海道産業貢献賞
(認定職業訓練功労者)
表彰事務取扱要領

1 趣 旨

北海道産業貢献賞（認定職業訓練功労者）表彰事務の取扱いに関しては、北海道表彰規則及び北海道表彰規則に基づく表彰事務取扱要領（総務部長通達）に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 表彰の対象

被表彰者は、道内において職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく認定職業訓練に従事し、その発展に貢献したと認められる個人を対象とする。

3 表彰の基準

表彰時において認定職業訓練に関して事業所及び職業訓練団体等の役職者、指導員、講師、事務担当等の職務に従事し、かつ、次に該当する者で、その功績が特に顕著で表彰に値すると認められる者とする。

○ 職務の従事年数10年以上で、かつ、年齢45歳以上の者

4 表彰の対象外

前項の基準を満たす者であっても、次の各号の一に該当する者は対象としないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- (4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- (5) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- (6) その他表彰することが適当でないと認められる者

5 表彰者数

13人以内とする。

6 表彰者は、総合振興局長又は振興局長が推薦する者のうちから表彰者選考委員会の審査を受け知事が決定する。

7 表彰の方法

表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

8 表彰の時期

例年11月中

9 推薦書

北海道産業貢献賞（認定職業訓練功労者）推薦書	様式1の(1)
功績の概要	様式1の(2)
受賞環境調書	様式2